



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 30 日 (金)
号外第 39 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (21) (障がい福祉課) 5
	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (22) (〃) 13
	鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (23) (〃) 30
	鳥取県介護保険法施行細則の一部を改正する規則 (24) (長寿社会課) 31
	鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則の一部を改正する規則 (25) (〃) 34
	鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部を改正する規則 (26) (〃) 36
	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (27) (〃) 40

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部が改正され、指定障害福祉サービス事業等を廃止又は休止しようとする場合に届け出る事項が追加されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 指定障害福祉サービス事業又は指定一般相談支援事業の廃止又は休止の届出書及び指定障害者支援施設の指定の辞退の届出書に、現に当該指定障害福祉サービス等を受けている者に係る事項を記載した一覧表を添付することとする。
- (2) 指定自立支援医療機関が処分を受けたことに係る届出書について、処分の根拠となる法律を記載する欄を設ける。
- (3) その他所要の改正を行う。
- (4) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部が改正され、就労定着支援及び自立生活援助に係る指定基準を規則で定めることとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 就労定着支援の事業を行う者は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型のサービスを提供し、過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている指定障害福祉サービス事業者であることその他の就労定着支援の人員、設備、運営等の基準を定める。
- (2) 自立生活援助の事業を行う者は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助のサービスを提供する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者であることその他の自立生活援助の人員、設備、運営等の基準を定める。
- (3) 生活介護又は自立訓練の事業を行う者は、利用者の職場への定着を促進するため、職業生活における相談等の支援の継続に努めることとする。
- (4) 共同生活援助のうち日中サービス支援型事業所について、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の世話人又は生活支援員に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせることその他の人員、設備、運営等に関する基準を定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 施設障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児入所支援を一体的に行う施設について、福祉型障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を満たしているときは、指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営に関する基準を満たしているものとみなす特例を廃止する。
- (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県介護保険法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 介護医療院の管理者の承認等に係る申請書の記載事項を定める。
- (2) 介護医療院につき市町村等への情報提供をすることができる行為を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする(3)に関する事項の一部を除き、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 本体施設である介護医療院の職員によりサテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、調理員を置かないことができることとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化を図るための措置を講ずることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) サテライト型養護老人ホーム及びサテライト型居住施設の職員の配置について、本体施設である介護医療院の医師又は栄養士、調理員若しくは事務員により入所者の健康管理又は処遇が適切に行われると認められるときは、当該職員を置かないことができることとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化を図るための措置を講ずることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 訪問介護を行う事業者は、居宅介護支援事業者の介護支援専門員に対して、利用者に必要のないサービスの利用に係る不当な働きかけを行わないこととする。
- (2) 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションを行う事業者は、医師及び理学療法士等をそれぞれ1人以上配置することとする。
- (3) 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講ずることとする。
- (4) 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与を行う事業者は、福祉用具の全国平均貸与価格及び同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に対し提供することとする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成30年10月1日とする(4)の一部に関する事項を除き、平成30年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第21号

鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
様式第1号の2（第2条の2関係） <u>指定変更申請書</u>		様式第1号の2（第2条の2関係） <u>変更指定申請書</u>	
年 月 日		年 月 日	
職 氏名 様		職 氏名 様	
申請者 所在地		申請者 所在地	
（事業者・設置者）名 称		（事業者・設置者）名 称	
代表者 ㊞		代表者 ㊞	
次のとおり指定の変更を申請します。		次のとおり指定の変更を <u>したいので</u> 申請します。	
略		略	
略		略	
事業所 (施設)	略	事業所 (施設)	略
	所在地 (郵便番号 -) 県 郡・市		所在地 (郵便番号 -) 県 郡・市
特定障害福祉サービスの事業者にあつては、役員の氏名、生年月日及び住所			
指定障害者支援施設の設置者にあつては、利用者の推定数			
変更する事項		変更する事項	
変更の内容		変更の内容	
1 特定障害福祉サービスの量の増加	(変更前)	生活介護の場合	(変更前)
2 施設障害福祉サービスの種類の変更		1 事業所の平面図及び設備の概要	

<p>3 施設障害福祉サービス（生活介護に限る。）に係る入所定員の増加 (変更後)</p>	<p>2 利用者等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要</p> <p>3 利用定員</p> <p>就労継続支援B型の場合</p> <p>4 事業所の平面図及び設備の概要</p> <p>5 従業者の勤務の体制及び勤務形態</p> <p>6 利用定員</p> <p>施設障害福祉サービスの種類を変更する場合</p> <p>7 提供する施設障害福祉サービスの種類 (変更後)</p> <p>8 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要</p> <p>9 利用者の推定数</p> <p>10 従業員の勤務の体制及び勤務形態</p> <p>施設障害福祉サービスに係る入所定員を増加する場合</p> <p>11 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要</p> <p>12 利用者の推定数</p> <p>13 従業員の勤務の体制及び勤務形態</p> <p>14 入所定員</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>注</p> <p>1・2 略</p> <p>3 「変更する事項」の欄は、該当する番号に○をつけること。</p> <p>4 略</p> <p>添付書類</p> <p>1 勤務体制・形態一覧表</p> <p>2 特定障害福祉サービスの事業者にあつては、各室の用途を明示した事業所の平面図及び設備の概要を記載した書面</p> <p>3 指定障害者支援施設の設置者にあつては、建物の構造概要及び各室の用途を明示した平面図並びに設備の概要を記載した書面</p>	<p>注</p> <p>1・2 略</p> <p>3 略</p> <p>添付書類 指定を受けようとする事業等の種類に応じて福祉保健部長が別に定める書類</p>

様式第2号（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

（事業者）代表者 ㊟

指定を受けた事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

略

略	
変更した事項	変更の内容
1 事業所の名称	(変更前)
2 事業所の所在地	
3 申請者の名称	
4 主たる事務所の所在地	
5 代表者の氏名、住所及び職名	
6 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	
7 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	
8 事業所の管理者の氏名、住所及び経歴	
9 事業所のサービス提供責任者の氏名、住所及び経歴	
10 事業所のサービス管理責任者の氏名、住所及び経歴	
11 事業所の指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、住所及び経歴	
12 運営規程	
13 介護給付費、訓練等給付費、療養介護医療費又は地域相談支援給付費の請求に関する事項	
14 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容（協力歯	(変更後)

様式第2号（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

（事業者）代表者 ㊟

指定を受けた事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

略

略	
変更した事項	変更の内容
1 事業所の名称	(変更前)
2 事業所の所在地	
3 申請者の名称	
4 主たる事務所の所在地	
5 代表者の氏名及び住所	
6 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	
7 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	
8 事業所の管理者の氏名及び住所	
9 事業所のサービス提供責任者（指定一般相談支援の提供に当たる者）の氏名及び住所	
10 事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所	
11 運営規程	
12 介護給付費、訓練等給付費、療養介護医療費又は地域相談支援給付費の請求に関する事項	
13 医療法の許可を受けた病院であることを証する書類	(変更後)
14 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容（協力歯	

	科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。)		科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。)
15	短期入所の事業所の種別 (併設型・空床型の別)	15	事業所の種別 (併設型・空床型の別)
16	短期入所の併設型の事業所における利用者の推定数又は短期入所の空床型の事業所における当該施設の入所定員	16	併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員
17	重度障害者等包括支援の事業者が提供する障害福祉サービスの種類	17	提供する障害福祉サービスの種類 (重度障害者等包括支援の場合に限る。)
18	重度障害者等包括支援の事業者が第三者に委託して提供する障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地	18	委託提供する障害福祉サービスの種類及び事業所の名称 (重度障害者等包括支援の場合に限る。)
19	重度障害者等包括支援の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関との協力体制の概要		
20	就労移行支援の事業者が連携している公共職業安定所その他関係機関の名称	19	提携している公共職業安定所その他関係機関の名称
21	就労定着支援の事業者が提供する他の指定障害福祉サービスの種類並びに当該事業所の名称及び所在地		
22	自立生活援助の事業者の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の別、提供している指定障害福祉サービスの種類並びに当該事業所又は施設の名称及び所在地		
23	共同生活援助の事業者の関係機関との連携その他の支援体制の概要	20	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要
		21	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要
24	役員の氏名及び住所		
略		略	

注 略

添付書類

- 1 変更した事項を証する書類
- 2 療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び共同生活援助の利用者の定員の増加に伴う変更である場合は、当該サービスに係る従業者の勤務体制・形態一覧表

様式第3号（第3条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

(事業者) 代表者 (印)

事業の廃止（休止）をします（再開をしました）ので、次のとおり届け出ます。

略	
廃止（休止）する（再開した）事業所	名称 所在地
廃止（休止）する（再開した）年月日	年 月 日
略	
現に指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けている者に対する措置（廃止・休止の場合のみ）	
略	

注

- 1 廃止又は休止をしようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに届け出ること。
- 2 休止した事業を再開したときは、再開の日から10日以内に届け出ること。

添付書類

- 1 勤務体制・形態一覧表（事業の再開に係る届出において、当該事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合に限る。）

注 略

添付書類 変更した事項を証する書類

様式第3号（第3条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

(事業者) 代表者 (印)

事業の廃止（休止・再開）をしますので、次のとおり届け出ます。

略	
廃止（休止・再開）する事業所	名称 所在地
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日
略	
現に指定障害福祉サービス又は指定一般相談支援を受けていた者に対する措置（廃止・休止の場合のみ）	
略	

注 廃止、休止又は再開の日から10日以内に届け出ること。

添付書類 勤務体制・形態一覧表（事業の再開に係る届出において、当該事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合に限る。）

2 下に掲げる事項を記載した一覧表（事業の廃止又は休止をする場合に限る。）

(1) 現に指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害福祉サービス等に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

(2) 前号の申出があった者に対し、必要な指定障害福祉サービス等を継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者の名称

様式第3号の2（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

(設置者) 代表者 (印)

指定を受けた内容を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

略

略	
変更した事項	変更の内容
1 施設の名称	(変更前)
2 施設の設置の場所	
3 設置者の名称	
4 主たる事務所の所在地	
5 代表者の氏名、住所及び職名	
6 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	
7 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	
8 施設の管理者の氏名、住所及び経歴	
9 施設のサービス管理責任者の氏名、住所及び経歴	(変更後)
10 運営規程	
11 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）	

様式第3号の2（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

(設置者) 代表者 (印)

指定を受けた内容を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

略

略	
変更した事項	変更の内容
1 施設の名称	(変更前)
2 施設の設置の場所	
3 設置者の名称	
4 主たる事務所の所在地	
5 代表者の氏名及び住所	
6 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	
7 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	
8 施設の管理者の氏名及び住所	(変更後)
9 施設のサービス管理責任者の氏名及び住所	
10 運営規程	
11 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）	

12	申請に係る事業に係る介護給付費及び訓練等給付費に関する事項
13	就労移行支援を行う場合において連携している公共職業安定所その他関係機関の名称
14	役員の氏名及び住所
略	

注 略
添付書類 略

様式第4号（第3条関係）

指定辞退届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

(設置者) 代表者 (印)

指定障害者支援施設の指定を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

略

略

注 略

添付書類 次に掲げる事項を記載した一覧表

(1) 現に施設を利用している者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

(2) 前号の申出があった者に対し、必要な施設障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害者支援施設等の名称

様式第4号の3（第4条の2関係）

受付番号

業務管理体制整備事項変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏名 (印)

(法人にあっては、名称及び代

12	申請に係る事業に係る介護給付費及び訓練等給付費に関する事項
略	

注 略
添付書類 略

様式第4号（第3条関係）

指定辞退届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

(設置者) 代表者 (印)

指定障害者支援施設の指定を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

略

略

注 略

様式第4号の3（第4条の2関係）

受付番号

業務管理体制整備事項変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏名 (印)

(法人にあっては、名称及び代

表者の氏名)

業務管理体制の整備について変更したので、届け出ます。

略
変更があった事項
1・2 略
3 代表者の氏名
4 略
5 法令遵守責任者の氏名
6 略
7 略

略

注 略

様式第16号 (第12条関係)

指定自立支援医療機関処分届出書

年 月 日

職 氏名 様

住所
(法人にあつては、主たる事務所)

届出者 氏名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条第2号に規定する処分を受けたので、次のとおり届け出ます。

略	
処分を受けた日	
処分の根拠法	
略	

注 処分の根拠法の欄には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条第2号に規定する法律のうち該当する法律名を記載すること。

表者の氏名)

業務管理体制の整備について変更したので、届け出ます。

略
変更があった事項
1・2 略
3 代表者の氏名及び生年月日
4 略
5 事業所の名称及び所在地
6 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
7 略
8 略

略

注 略

様式第16号 (第12条関係)

指定自立支援医療機関処分届出書

年 月 日

職 氏名 様

住所
(法人にあつては、主たる事務所)

届出者 氏名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(医療法・健康保険法・介護保険法・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律) に基づく処分を受けたので、次のとおり届け出ます。

略	
処分を受けた日	
略	

注 「医療法・健康保険法・介護保険法・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」のうち該当するものに○を付けること。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第22号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号。以下「条例」という。）第6条第2項、第8条第3項、第10条第3項、第12条第2項、第14条第2項、第16条第3項、第18条第3項、第20条第3項、第22条第2項、<u>第24条第2項、第26条第2項及び第27条並びに別表第1から別表第11までの規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(就労継続支援の基準)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>(就労定着支援の基準)</u></p> <p>第11条 <u>条例に定めるもののほか、就労定着支援に係る指定基準は、別表第9のとおりとする。</u></p> <p><u>(自立生活援助の基準)</u></p> <p>第12条 <u>条例に定めるもののほか、自立生活援助に係る指定基準は、別表第10のとおりとする。</u></p> <p>(共同生活援助の基準)</p> <p>第13条 条例に定めるもののほか、共同生活援助に係る指定基準は、<u>別表第11</u>のとおりとする。</p> <p>(多機能型事業所の基準)</p> <p>第14条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）、同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）、同条第4項に規定する放課後等デイサービ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号。以下「条例」という。）第6条第2項、第8条第3項、第10条第3項、第12条第2項、第14条第2項、第16条第3項、第18条第3項、第20条第3項、第22条第2項及び<u>第23条並びに別表第1から別表第9までの規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(就労継続支援の基準)</p> <p>第10条 略</p> <p>(共同生活援助の基準)</p> <p>第11条 条例に定めるもののほか、共同生活援助に係る指定基準は、<u>別表第9</u>のとおりとする。</p> <p>(多機能型事業所の基準)</p> <p>第12条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）、同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）、同条第4項に規定する放課後等デイサービ</p>

ス（以下「放課後等デイサービス」という。）、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援及び同条第6項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る最低基準は、別表第12の中欄のとおりとする。

2 多機能型事業所に係る指定基準は、別表第12の右欄のとおりとする

（中山間地域の要件）

第15条 略

附 則

第1条 略

（経過措置）

第2条 平成33年3月31日までの間、障害支援区分が区分4から区分6までの者であって次のいずれかに該当するものが希望する場合は、別表第11サービスの提供の項第34号の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業者が提供する居宅介護又は重度訪問介護（第4号に掲げる者にあつては、身体介護に係る居宅介護に限る。）を利用させることができる。

（1）～（4） 略

2 前項の規定により居宅介護又は重度訪問介護を利用させる事業所に対する別表第11従業者の配置の項第1号（2）及び第2号（2）の規定の適用については、その数に2分の1を乗じて得た数を利用者の数とみなす。

第3条 現に提供されている共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの量が鳥取県障害福祉計画に定める必要な量に満たない区域においては、平成37年3月31日までの間、別表第11設備の項第1号の規定にかかわらず、精神病床を減少した病院の敷地内の建物を共同生活住居とすることができる。

2 略

別表第1（第3条関係）

区分	指定基準
略	
記録の作成及び保存	1 サービスの提供の項第17号の規定による市町村への通知に係る記録を整備すること。 2 条例別表第1記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に

ス（以下「放課後等デイサービス」という。）及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る最低基準は、別表第10の中欄のとおりとする。

2 多機能型事業所に係る指定基準は、別表第10の右欄のとおりとする

（中山間地域の要件）

第13条 略

附 則

第1条 略

（経過措置）

第2条 平成30年3月31日までの間、障害支援区分が区分4から区分6までの者であって次のいずれかに該当するものが希望する場合は、別表第9サービスの提供の項第35号の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業者が提供する居宅介護又は重度訪問介護（第4号に掲げる者にあつては、身体介護に係る居宅介護に限る。）を利用させることができる。

（1）～（4） 略

2 前項の規定により居宅介護又は重度訪問介護を利用させる事業所に対する別表第9従業者の配置の項第1号（2）の規定の適用については、その数に2分の1を乗じて得た数を利用者の数とみなす。

第3条 現に提供されている共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの量が鳥取県障害福祉計画に定める必要な量に満たない区域においては、平成37年3月31日までの間、別表第9設備の項第1号の規定にかかわらず、精神病床を減少した病院の敷地内の建物を共同生活住居とすることができる。

2 略

別表第1（第3条関係）

区分	指定基準
略	
記録の作成及び保存	条例別表第1記録の作成及び保存の項に規定する記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 （1）決算書類 30年間 （2）会計伝票、会計帳簿及び証ひょう

	掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 <u>(1) 決算書類 30年間</u> <u>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</u> <u>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の記録 5年間</u>
略	

	書類 10年間 <u>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の記録 5年間</u>
略	

別表第2 (第4条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
記録の作成及び保存	条例別表第2記録の作成及び保存の項の中欄に規定する記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)~(3) 略	略
略		

備考 略

別表第2 (第4条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
記録の作成及び保存	条例別表第2記録の作成及び保存の項に規定する記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)~(3) 略	略
略		

備考 略

別表第3 (第5条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの提供	1~32 略 <u>33 利用者の職場への定着を促進するため、サービスの提供により就職した利用者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めること。</u>	略
記録の作成及び保存	1 条例別表第1事故等への対応の項第3号及び第5号の記録を整備する	略

別表第3 (第5条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの提供	1~32 略	略
記録の作成及び保存	<u>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画並び</u>	略

存	<p>こと。</p> <p>2 条例別表第3記録の作成及び保存の項の中欄に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</p>
略	
備考	略

別表第5 (第7条関係)

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 事業所ごとに、居宅介護等、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業者又は障害者支援施設として法第29条第1項の指定を受けるために必要な従業者を置くとともに、サービス提供責任者を1人以上置くこと。</p> <p>2・3 略</p>
設備	<p>居宅介護等、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業者又は障害者支援施設として法第29条第1項の指定を受けるために必要な設備を有すること。</p>
略	

別表第6 (第8条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		

存	<p>に条例別表第3サービスの提供の項の中欄第2号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</p>
略	
備考	略

別表第5 (第7条関係)

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 事業所ごとに、居宅介護等、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業者又は障害者支援施設として法第29条第1項の指定を受けるために必要な従業者を置くとともに、サービス提供責任者を1人以上置くこと。</p> <p>2・3 略</p>
設備	<p>居宅介護等、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業者又は障害者支援施設として法第29条第1項の指定を受けるために必要な設備を有すること。</p>
略	

別表第6 (第8条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		

サー ビス の 提 供	1～28 略 <u>29 利用者の職場への定着を促進するため、サービスの提供により就職した利用者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めること。</u>	略
記 録 の 作 成 及 び 保 存	1 略 2 条例別表第6記 録の作成及び保存 の項の中欄に規定 する記録及び前号 の記録は、次に掲 げる区分に応じ、 それぞれに定める 期間保存するこ と。 (1)～(3) 略	略
略		

備考 略

別表第7（第9条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サー ビス の 提 供	1～29 略 <u>30 利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施すること。</u> 31 略 32 略 33 略 34 略 35 略	略
記 録	1 略	略

サー ビス の 提 供	1～28 略	略
記 録 の 作 成 及 び 保 存	1 略 2 条例別表第6記 録の作成及び保存 の項に規定する記 録及び前号の記録 は、次に掲げる区 分に応じ、それぞ れに定める期間保 存すること。 (1)～(3) 略	略
略		

備考 略

別表第7（第9条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サー ビス の 提 供	1～29 略 30 略 31 略 32 略 33 略 34 略	略
記 録	1 略	略

の作成及び保存	2 条例別表第7記録の作成及び保存の項の中欄に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略	
事故等への対応	別表第2事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	略

備考 略

別表第8 (第10条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
記録の作成及び保存	1 略 2 条例別表第8記録の作成及び保存の項の中欄に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略	略
略		

備考 略

別表第9 (第11条関係)

区分	指定基準
従業者の配置	1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1) 就労定着支援員 常勤換算をして利用者の数を40で除した数以上 (2) サービス管理責任者 利用者の数 (同一の事業所において、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の事業を一体的に運営している場合)であって

の作成及び保存	2 条例別表第7記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略	
事故等への対応	別表第3事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	略

備考 略

別表第8 (第10条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
記録の作成及び保存	1 略 2 条例別表第8記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略	略
略		

備考 略

	<p>は、それぞれの事業の利用者の合計数。以下この号において同じ。)が60人以下の場合にあつては1人以上、60人を超える場合にあつては利用者の数から60を控除した数を40で除した数(1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)に1を加えた人数以上</p> <p>2 従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>3 サービス管理責任者は、知事が別に定める者をもって充てること。</p> <p>4 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p>
サービスの開始及び終了	別表第1サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。
個別支援計画	別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型のサービスを提供し、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている指定障害福祉サービス事業者であること。</p> <p>2 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>3 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。</p> <p>4 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求めら</p>

- れたときは、これを提示させること。
- 5 利用者等から徴収できる費用は、サービスの提供に要する費用のほか、その用途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、利用者等から徴収することが適当であるものに限ること。
 - 6 利用者等から交通費その他の費用を徴収するときは、あらかじめ利用者等に対し、その用途及び額並びに費用を徴収する理由を記載した書面を示して説明を行い、利用者等の同意を得ること。ただし、次号及び第8号に規定するサービスに係る費用の徴収については、この限りでない。
 - 7 訓練等給付費が支払われるサービスの提供に対する対価については、基準額とすること。
 - 8 訓練等給付費が支払われないサービスの提供に対する対価については、基準額との間に不合理な差額が生じないようにすること。
 - 9 利用者等から費用を徴収した場合は、領収証を利用者等に対し交付すること。
 - 10 2以上の指定障害福祉サービス事業者のサービスを利用する利用者等からそれぞれの事業者を支払う額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して市町村に報告するとともに、当該利用者等及び他の事業者に通知すること。
 - 11 法第29条第4項の規定により利用者に代わって訓練等給付費の支払を受けた場合は、利用者等に対し、当該訓練等給付費の額を通知すること。
 - 12 訓練等給付費が支払われないサービスを提供した場合は、提供したサービスの内容、徴収した費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に交付すること。
 - 13 利用者等が偽りその他不正な行為によって訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
 - 14 個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切

- に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。また、常にサービスの改善を図ること。
- 15 懇切丁寧にサービスの提供を行うことを旨とし、利用者等に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 16 利用者等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。
- 17 管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わせ、当該事業所の従業者に法令、条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わせること。
- 18 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。
- (1) 他の指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、他の障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
 - (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- 19 事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。
- 20 従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。また、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。
- 21 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めること。
- 22 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- 23 サービスを適切かつ円滑に利用できるように、サービスの内容に関する情報提供を行うよう努めること。

	<p>24 広告をする場合には、その内容を虚偽又は誇大なものとしなすこと。</p> <p>25 他の事業者又はその従業者に対し、利用者等に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。また、他の事業者又はその従業者から、利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。</p> <p>26 事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。</p> <p>27 利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供すること。</p> <p>28 1月に1回以上、利用者に対面しサービスの提供を行うこと。また、1月に1回以上、利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより利用者の職場での状況を把握するよう努めること。</p> <p>29 サービスの提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。</p>
<p>記 録 の 作 成 及 び 保 存</p>	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 条例別表第1事故等への対応の項第3号及び第5号の記録</p> <p>(2) サービスの提供の項第13号の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>2 条例別表第9記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p>

	(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間 (3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の記録 5年間
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

備考 この表において「利用者の数」とは、前年度においてサービスを利用した者の1日平均の人数(新規に事業を開始する場合は、その推定数)をいう。

別表第10 (第12条関係)

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 地域生活支援員 利用者の数が25人以下の場合にあつては1人以上、25人を超える場合にあつては利用者の数から25を控除した数を25で除した数(1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)に1を加えた人数以上</p> <p>(2) サービス管理責任者 利用者の数が30人以下の場合にあつては1人以上、30人を超える場合にあつては利用者の数から30を控除した数を30で除した数(1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)に1を加えた人数以上</p> <p>2 従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>3 サービス管理責任者は、知事が別に定める者をもって充てること。</p> <p>4 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p>
サービスの開始	別表第1サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。

び 終 了	
個 別 支 援 計 画	別表第6個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。
サ ー ビ ス の 提 供	<p>1 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助のサービスを提供する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者であること。</p> <p>2 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>3 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。</p> <p>4 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときは、これを提示させること。</p> <p>5 利用者等から徴収できる費用は、サービスの提供に要する費用のほか、その用途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、利用者等から徴収することが適当であるものに限ること。</p> <p>6 利用者等から交通費その他の費用を徴収するときは、あらかじめ利用者等に対し、その用途及び額並びに費用を徴収する理由を記載した書面を示して説明を行い、利用者等の同意を得ること。ただし、次号及び第8号に規定するサービスに係る費用の徴収については、この限りでない。</p> <p>7 訓練等給付費が支払われるサービスの提供に対する対価については、基準額とすること。</p> <p>8 訓練等給付費が支払われないサービスの提供に対する対価については、基準額との間に不合理な差額が生じないようにすること。</p> <p>9 利用者等から費用を徴収した場合は、領収証を利用者等に対し交付すること。</p> <p>10 2以上の指定障害福祉サービス事業者</p>

- のサービスを利用する利用者等からそれぞれの事業者を支払う額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して市町村に報告するとともに、当該利用者等及び他の事業者に通知すること。
- 11 法第29条第4項の規定により利用者に代わって訓練等給付費の支払を受けた場合は、利用者等に対し、当該訓練等給付費の額を通知すること。
- 12 訓練等給付費が支払われないサービスを提供した場合は、提供したサービスの内容、徴収した費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に交付すること。
- 13 利用者等が偽りその他不正な行為によって訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
- 14 個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。また、常にサービスの改善を図ること。
- 15 懇切丁寧にサービスの提供を行うことを旨とし、利用者等に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 16 利用者等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。
- 17 管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わせ、当該事業所の従業者に法令、条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わせること。
- 18 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。
- (1) 他の指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、他の障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域

- において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- 19 事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。
- 20 従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。また、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。
- 21 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めること。
- 22 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- 23 サービスを適切かつ円滑に利用できるように、サービスの内容に関する情報提供を行うよう努めること。
- 24 広告をする場合には、その内容を虚偽又は誇大なものとしなないこと。
- 25 他の事業者又はその従業者に対し、利用者等に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。また、他の事業者又はその従業者から、利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。
- 26 事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。
- 27 おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行うこと。
- 28 利用者からの通報があった場合には、速やかに居宅への訪問等による状況把握を行い、状況に応じて、利用者の家族、

	<p>利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じること。</p> <p>29 利用者の心身の状況及び障がいの特性に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。</p>						
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 条例別表第1事故等への対応の項第3号及び第5号の記録</p> <p>(2) サービスの提供の項第13号の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>2 条例別表第10記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の記録 5年間</p>						
<p>事故等への対応</p>	<p>別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</p>						
<p>備考 この表において「利用者の数」とは、前年度においてサービスを利用した者の1日平均の人数（新規に事業を開始する場合は、その推定数）をいう。</p>							
<p>別表第11（第13条関係）</p>							
<p>従業者の配置</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td> <p>日中サービス支援型事業所以外の事業所にあつては、従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数（外部サービス利用型事業所にあつては、(1)及び(3)に定める人数）とすること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td> <p>日中サービス支援型事業所にあつては、従業者の人数は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における世話人の総数は、常勤換算</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定基準	1	<p>日中サービス支援型事業所以外の事業所にあつては、従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数（外部サービス利用型事業所にあつては、(1)及び(3)に定める人数）とすること。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	2	<p>日中サービス支援型事業所にあつては、従業者の人数は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における世話人の総数は、常勤換算</p>
区分	指定基準						
1	<p>日中サービス支援型事業所以外の事業所にあつては、従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数（外部サービス利用型事業所にあつては、(1)及び(3)に定める人数）とすること。</p> <p>(1)～(3) 略</p>						
2	<p>日中サービス支援型事業所にあつては、従業者の人数は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における世話人の総数は、常勤換算</p>						
<p>別表第9（第11条関係）</p>							
<p>従業者の配置</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td> <p>従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数（外部サービス利用型事業所にあつては、(1)及び(3)に定める人数）とすること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定基準	1	<p>従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数（外部サービス利用型事業所にあつては、(1)及び(3)に定める人数）とすること。</p> <p>(1)～(3) 略</p>		
区分	指定基準						
1	<p>従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数（外部サービス利用型事業所にあつては、(1)及び(3)に定める人数）とすること。</p> <p>(1)～(3) 略</p>						

	<p><u>をして利用者の数を5で除した人数以上とすること。</u></p> <p>(2) <u>夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における生活支援員の総数は、常勤換算をして次に掲げる数を合計した人数以上とすること。</u></p> <p><u>ア 障害支援区分が区分3に該当する利用者の数を9で除した数</u></p> <p><u>イ 障害支援区分が区分4に該当する利用者の数を6で除した数</u></p> <p><u>ウ 障害支援区分が区分5に該当する利用者の数を4で除した数</u></p> <p><u>エ 障害支援区分が区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</u></p> <p>(3) <u>サービス管理責任者の数は、利用者の数が30人以下の場合にあっては1人以上、30人を超える場合にあっては利用者の数から30を控除した数を30で除した数（1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。）に1を加えた人数以上とすること。</u></p> <p>3 <u>日中サービス支援型事業所にあっては、前号の従業者のほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の世話人又は生活支援員に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせること。</u></p> <p>4 <u>従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p>		<p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p>
略		略	
個別支援計画	別表第2個別支援計画の項の <u>中欄</u> に掲げる基準を満たすこと。	個別支援計画	別表第2個別支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1～31 略</p> <p><u>32 略</u></p> <p><u>33 略</u></p> <p><u>34 略</u></p> <p><u>35 略</u></p>	サービスの提供	<p>1～31 略</p> <p><u>32 利用者について、自立訓練（生活訓練）を行う事業者との連絡調整、余暇活動の支援等に努めること。</u></p> <p><u>33 略</u></p> <p><u>34 略</u></p> <p><u>35 略</u></p> <p><u>36 略</u></p>

<p><u>36</u> 略</p> <p><u>37</u> 略</p> <p><u>38</u> 略</p> <p><u>39</u> <u>日中サービス支援型事業所においては、短期入所（併設事業所又は単独型事業所において行うものに限る。）のサービスを提供すること。</u></p> <p><u>40</u> <u>日中サービス支援型事業所においては、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させること。</u></p> <p><u>41</u> <u>日中サービス支援型事業所においては、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行うこと。</u></p> <p><u>42</u> <u>日中サービス支援型事業所においては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他これに準ずる機関に定期的に事業の実施状況を報告し、評価を受けるとともに、助言等を求め、それらを記録すること。</u></p> <p><u>43</u> 略</p> <p><u>44</u> 略</p> <p><u>45</u> 略</p> <p><u>46</u> 略</p>	<p><u>37</u> 略</p> <p><u>38</u> 略</p> <p><u>39</u> 略</p> <p><u>40</u> 略</p> <p><u>41</u> 略</p> <p><u>42</u> 略</p> <p><u>43</u> 略</p>
<p>記録の作成及び保存</p> <p>1 次に掲げる記録を整備すること。 (1)・(2) 略 <u>(3) サービスの提供の項第42号の規定による報告、評価、助言等に係る記録</u> (4) <u>サービスの提供の項第46号の規定による受託事業者のサービスの実施状況の確認の結果に係る記録</u></p> <p>2 条例別表第11記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>	<p>記録の作成及び保存</p> <p>1 次に掲げる記録を整備すること。 (1)・(2) 略 <u>(3) サービスの提供の項第43号の規定による受託事業者のサービスの実施状況の確認の結果に係る記録</u></p> <p>2 条例別表第9記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>
<p>別表第12（第14条関係）</p> <p>略</p>	<p>別表第10（第12条関係）</p> <p>略</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(障害者支援施設の基準) 第3条 略 2 略	(障害者支援施設の基準) 第3条 略 2 略 3 <u>施設障害福祉サービス及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援を一体的に行う施設については、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）別表第2の1の表及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第28号）別表第6の1の表に掲げる基準を満たしているときは、前2項に定める基準を満たしているものとみなす。</u>

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第24号

鳥取県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定介護老人福祉施設等の指定の辞退の申出)</p> <p>第2条 法第91条又は<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）</u>第113条の規定に基づき指定介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。）の指定を辞退しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>(1) 法第70条第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項又は第115条の2第1項の規定による指定又は許可</p> <p>(2) 法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）、第79条の2第1項、第86条の2第1項若しくは第94条の2第1項又は旧法第107条の2第1項の規定による指定又は許可の更新</p> <p>(3) <u>法第70条の3第1項の規定による指定の変更</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 法第75条第1項、第82条第1項、第89条、第99条第1項若しくは第115条の5第1項又は旧法第111条の規定による変更又は事業の再開の届出の受理</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 法第77条第1項、第84条第1項、第92条第1項若しくは第115条の9第1項又は旧法第114条第1項の規定による指定の取消し又は全部若しくは一部の効力の停止</p> <p>(8) 法第91条又は旧法第113条の規定による指定の辞退の届出の受理</p>	<p>(指定介護老人福祉施設等の指定の辞退の申出)</p> <p>第2条 法第91条又は第113条の規定に基づき指定介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設の指定を辞退しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>(1) 法第70条第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、<u>第107条第1項</u>又は第115条の2第1項の規定による指定又は許可</p> <p>(2) 法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）、第79条の2第1項、第86条の2第1項、<u>第94条の2第1項</u>又は第107条の2第1項の規定による指定又は許可の更新</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法第75条第1項、第82条第1項、第89条、第99条第1項、<u>第111条又は第115条の5第1項</u>の規定による変更又は事業の再開の届出の受理</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 法第77条第1項、第84条第1項、第92条第1項、<u>第114条第1項</u>又は第115条の9第1項の規定による指定の取消し又は全部若しくは一部の効力の停止</p> <p>(7) 法第91条又は第113条の規定による指定の辞退の届出の受理</p>

(9) 略	(8) 略
(10) 略	(9) 略
(11) 略	(10) 略
(12) 略	(11) 略
(13) 略	(12) 略
	(13) <u>法第108条第1項の規定による指定の変更</u>

第2条 鳥取県介護保険法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>介護老人保健施設等の管理者の承認の申請</u>)</p> <p>第3条 法第95条第1項若しくは第2項又は第109条第1項若しくは第2項の規定に基づき介護老人保健施設又は介護医療院の管理者に係る承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に管理者になろうとする者の経歴を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(<u>介護老人保健施設の管理者の承認の申請</u>)</p> <p>第3条 法第95条第1項又は第2項の規定に基づき介護老人保健施設の管理者に係る承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に管理者になろうとする者の経歴を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(<u>介護老人保健施設等の広告事項の許可の申請</u>)</p> <p>第4条 法第98条第1項第4号又は第112条第1項第4号の規定に基づき介護老人保健施設又は介護医療院の広告に係る許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(<u>介護老人保健施設の広告事項の許可の申請</u>)</p> <p>第4条 法第98条第1項第4号の介護老人保健施設の広告に係る許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>(市町村等への情報提供)</p> <p>第5条 知事は、別表に掲げる行為をしたときは、市町村及び国民健康保険団体連合会その他知事が必要と認める者に対して、当該行為に係る事業者又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項に関する情報を提供することができる。法第71条第1項本文又は第72条第1項本文（法第115条の11においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により指定があったものとみなされるとき及び法第72条の2第5項又は第115条の2の2第5項の規定により事業の廃止又は休止の届出があったものとみなされるときも、同様とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(市町村等への情報提供)</p> <p>第5条 知事は、別表に掲げる行為をしたときは、市町村及び国民健康保険団体連合会その他知事が必要と認める者に対して、当該行為に係る事業者又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項に関する情報を提供することができる。法第71条第1項本文又は第72条第1項本文（法第115条の11においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により指定があったものとみなされるときも、同様とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>
<p>別表（第5条関係）</p> <p>(1) 法第70条第1項、第86条第1項、第94条第1項、<u>第107条第1項</u>又は第115条の2第1項の規定</p>	<p>別表（第5条関係）</p> <p>(1) 法第70条第1項、<u>第79条第1項</u>、第86条第1項、第94条第1項又は第115条の2第1項の規定</p>

<p>による指定又は許可</p> <p>(2) 法第70条の2第1項(法第115条の11において準用する場合を含む。)、<u>第86条の2第1項、第94条の2第1項若しくは第108条第1項又は旧法第107条の2第1項の規定による指定又は許可の更新</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>法第71条第1項ただし書若しくは第72条第1項ただし書</u>(法第115条の11においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、<u>第72条の2第1項ただし書又は第115条の2の2第1項ただし書の規定による別段の申出の受理</u></p> <p>(5) <u>法第75条第1項、第89条、第99条第1項、第113条第1項若しくは第115条の5第1項又は旧法第111条の規定による変更又は事業の再開の届出の受理</u></p> <p>(6) <u>法第75条第2項、第99条第2項、第113条第2項又は第115条の5第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理</u></p> <p>(7) <u>法第77条第1項、第92条第1項若しくは第115条の9第1項又は旧法第114条第1項の規定による指定の取消し又は全部若しくは一部の効力の停止</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>法第94条第2項又は第107条第2項の規定による変更の許可</u></p> <p>(10) <u>法第95条第1項若しくは第2項又は第109条第1項若しくは第2項の規定による承認</u></p> <p>(11) <u>法第98条第1項第4号又は第112条第1項第4号の許可</u></p> <p>(12) <u>法第104条第1項又は第114条の6第1項の規定による許可の取消し又は全部若しくは一部の効力の停止</u></p> <p>(13) <u>法第105条又は第114条の8において準用する医療法(昭和23年法律第205号)第9条第2項の規定による開設者の死亡又は失そうの届出の受理</u></p>	<p>による指定又は許可</p> <p>(2) 法第70条の2第1項(法第115条の11において準用する場合を含む。)、<u>第79条の2第1項、第86条の2第1項若しくは第94条の2第1項又は旧法第107条の2第1項の規定による指定又は許可の更新</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>法第71条第1項ただし書又は第72条第1項ただし書</u>(法第115条の11においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による別段の申出の受理</p> <p>(5) <u>法第75条第1項、第82条第1項、第89条、第99条第1項若しくは第115条の5第1項又は旧法第111条の規定による変更又は事業の再開の届出の受理</u></p> <p>(6) <u>法第75条第2項、第82条第2項、第99条第2項又は第115条の5第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理</u></p> <p>(7) <u>法第77条第1項、第84条第1項、第92条第1項若しくは第115条の9第1項又は旧法第114条第1項の規定による指定の取消し又は全部若しくは一部の効力の停止</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>法第94条第2項の規定による変更の許可</u></p> <p>(10) <u>法第95条第1項又は第2項の規定による承認</u></p> <p>(11) <u>法第98条第1項第4号の許可</u></p> <p>(12) <u>法第104条第1項の規定による許可の取消し又は全部若しくは一部の効力の停止</u></p> <p>(13) <u>法第105条において準用する医療法(昭和23年法律第205号)第9条第2項の規定による開設者の死亡又は失そうの届出の受理</u></p>
--	---

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第25号

鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（軽費老人ホームA型の設備及び運営に関する基準）</p> <p>2 条例附則第2項に規定する軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、第3条の規定にかかわらず、別表（職員の配置の項第1号から第3号まで及び第8号から第12号まで、設備の項第3号及び第6号から第8号まで並びにサービスの提供の項第18号を除く。）及び附則別表のとおりとする。</p>		<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（軽費老人ホームA型の設備及び運営に関する基準）</p> <p>2 条例附則第2項に規定する軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、第3条の規定にかかわらず、別表（職員の配置の項第1号から第3号まで及び第8号から第12号まで、設備の項第3号及び第6号から第8号まで並びにサービスの提供の項第17号を除く。）及び附則別表のとおりとする。</p>	
別表（第2条、附則第2項関係）		別表（第2条、附則第2項関係）	
職員の配置	<p>1～10 略</p> <p>11 第1号(5)の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される介護老人保健施設又は介護医療院であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の施設をいう。以下この項において同じ。）にあっては、本体施設の職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、調理員を置かないことができること。</p> <p>12 略</p>	職員の配置	<p>1～10 略</p> <p>11 第1号(5)の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される介護老人保健施設であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の施設をいう。以下この項において同じ。）にあっては、本体施設の職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、調理員を置かないことができること。</p> <p>12 略</p>
略		略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p>8 <u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に</u></p>	サービスの提供	<p>1～7 略</p>

<p><u>1</u> 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略</p> <p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 略</p> <p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 略</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 略</p> <p><u>22</u> 略</p> <p><u>23</u> 略</p> <p><u>24</u> 略</p> <p><u>25</u> 略</p> <p><u>26</u> 略</p>	<p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略</p> <p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 略</p> <p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 略</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 略</p> <p><u>22</u> 略</p> <p><u>23</u> 略</p> <p><u>24</u> 略</p> <p><u>25</u> 略</p>
略	略
備考 略	備考 略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(特別養護老人ホームの基準)</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則24号）別表第1 従業者の配置の項（第1号(7)及び第9号の規定を除く。）、設備の項、サービスの提供の項（<u>第19号、第27号から第31号まで、第34号から第37号まで及び第39号</u>の規定を除く。）、記録の作成及び保存の項第2号並びに事故等への対応の項（同規則附則第2条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 条例に定めるもののほか、入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム（以下「地域密着型特別養護老人ホーム」という。）の設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則別表第1 設備の項（第14号の規定を除く。）、サービスの提供の項（<u>第19号、第27号から第31号まで、第34号から第37号まで及び第39号</u>の規定を除く。）、記録の作成及び保存の項第2号並びに事故等への対応の項（同規則附則第2条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員の配置</td> <td>1～3 略 4 サテライト型養護老人ホーム（当</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	職員の配置	1～3 略 4 サテライト型養護老人ホーム（当	<p>(特別養護老人ホームの基準)</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則24号）別表第1 従業者の配置の項（第1号(7)及び第9号の規定を除く。）、設備の項、サービスの提供の項（<u>第18号、第25号から第29号まで、第32号から第35号まで及び第37号</u>の規定を除く。）、記録の作成及び保存の項第2号並びに事故等への対応の項（同規則附則第2条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 条例に定めるもののほか、入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム（以下「地域密着型特別養護老人ホーム」という。）の設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則別表第1 設備の項（第14号の規定を除く。）、サービスの提供の項（<u>第18号、第25号から第29号まで、第32号から第35号まで及び第37号</u>の規定を除く。）、記録の作成及び保存の項第2号並びに事故等への対応の項（同規則附則第2条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員の配置</td> <td>1～3 略 4 サテライト型養護老人ホーム（当</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	職員の配置	1～3 略 4 サテライト型養護老人ホーム（当
区分	基準								
職員の配置	1～3 略 4 サテライト型養護老人ホーム（当								
区分	基準								
職員の配置	1～3 略 4 サテライト型養護老人ホーム（当								

該施設を設置しようとする者により設置される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の施設をいう。以下この項において同じ。）については、第1号(1)の規定にかかわらず、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができること。

5 サテライト型養護老人ホームについては、第1号(2)、(5)及び(6)並びに第2号(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。

介護老人保健施設	略	
	栄養士	栄養士
	調理員又は事務員	調理員又は事務員
介護医療院	栄養士	栄養士
	調理員又は事務員	調理員又は事務員
略		

6～15 略

略

サービスの提供

1～6 略
7 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2) 身体的拘束等の適正化のため

該施設を設置しようとする者により設置される介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の施設をいう。以下この項において同じ。）については、第1号(1)の規定にかかわらず、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができること。

5 サテライト型養護老人ホームについては、第1号(2)、(5)及び(6)並びに第2号(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。

介護老人保健施設	略	
	栄養士又は調理員	栄養士又は調理員
	事務員	事務員
略		

6～15 略

略

サービスの提供

1～6 略

<p>の指針を整備すること。</p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略</p> <p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 略</p> <p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 略</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 略</p> <p><u>22</u> 略</p> <p><u>23</u> 略</p>
略

備考 略

別表第2 (第4条関係)

区分	基準
従業者の配置	<p>1～3 略</p> <p>4 サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは<u>介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）については、第1号(1)の規定にかかわらず、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができること。</u></p> <p>5・6 略</p> <p>7 サテライト型居住施設については、第1号(2)及び(4)から(6)ま</p>

<p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略</p> <p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 略</p> <p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 略</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 略</p> <p><u>22</u> 略</p>
略

備考 略

別表第2 (第4条関係)

区分	基準
従業者の配置	<p>1～3 略</p> <p>4 サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）については、第1号(1)の規定にかかわらず、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができること。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 サテライト型居住施設については、第1号(2)及び(4)から(6)ま</p>

<p>での規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">介護老人保健施設</td> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調理員又は事務員</td> <td>調理員又は事務員</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td>栄養士</td> <td>栄養士</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調理員又は事務員</td> <td>調理員又は事務員</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>8 略</p>	略			介護老人保健施設	略	略		調理員又は事務員	調理員又は事務員	介護医療院	栄養士	栄養士		調理員又は事務員	調理員又は事務員	略			<p>での規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">介護老人保健施設</td> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調理員又は事務員</td> <td>調理員又は事務員</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>8 略</p>	略			介護老人保健施設	略	略		調理員又は事務員	調理員又は事務員	略		
略																															
介護老人保健施設	略	略																													
	調理員又は事務員	調理員又は事務員																													
介護医療院	栄養士	栄養士																													
	調理員又は事務員	調理員又は事務員																													
略																															
略																															
介護老人保健施設	略	略																													
	調理員又は事務員	調理員又は事務員																													
略																															
略	略																														

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第27号

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p><u>5 別表第1の10の表従業者の配置の項第1号及び第3号の規定にかかわらず、病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までに当該病院又は診療所の病床を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することにより、医療機関併設型指定特定施設において指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業を行う場合の次の各号に掲げる従業者の人数は、当該各号に定める人数とする。</u></p> <p><u>(1) 別表第1の10の表従業者の配置の項第1号(1)及び(4)並びに第3号(1)及び(3)に掲げる従業者 施設の実情に応じた適当数</u></p> <p><u>(2) 別表第1の10の表従業者の配置の項第1号(3)に掲げる従業者 1人以上。ただし、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士等により利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p>								
<p>別表第1（第3条、第4条関係）</p> <p>1 訪問介護</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">従業者の配置</td> <td> <p>1 略</p> <p>2 事業所ごとに、訪問介護員のうち常勤換算をして利用者の数を40で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上の者を、サービス提供責任者とすること。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上置</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	<p>1 略</p> <p>2 事業所ごとに、訪問介護員のうち常勤換算をして利用者の数を40で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上の者を、サービス提供責任者とすること。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上置</p>	<p>別表第1（第3条、第4条関係）</p> <p>1 訪問介護</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">従業者の配置</td> <td> <p>1 略</p> <p>2 事業所ごとに、訪問介護員のうち常勤換算をして利用者の数を40で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上の者を、サービス提供責任者とすること。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上置</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	<p>1 略</p> <p>2 事業所ごとに、訪問介護員のうち常勤換算をして利用者の数を40で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上の者を、サービス提供責任者とすること。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上置</p>
区分	基準								
従業者の配置	<p>1 略</p> <p>2 事業所ごとに、訪問介護員のうち常勤換算をして利用者の数を40で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上の者を、サービス提供責任者とすること。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上置</p>								
区分	基準								
従業者の配置	<p>1 略</p> <p>2 事業所ごとに、訪問介護員のうち常勤換算をして利用者の数を40で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上の者を、サービス提供責任者とすること。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上置</p>								

	<p>き、かつ、主としてサービスの提供の項第28号の業務を行うサービス提供責任者を置く場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、利用者の数を50で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上とすることができる。</p> <p>3～6 略</p>		<p>き、かつ、主としてサービスの提供の項第27号の業務を行うサービス提供責任者を置く場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、利用者の数を50で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上とすることができる。</p> <p>3～6 略</p>
略		略	
サービスの提供	<p>1 サービスの提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「<u>指定居宅介護支援事業者等</u>」という。）との密接な連携に努め、指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>2～23 略</p> <p>24 <u>居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要なサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないこと。</u></p> <p>25 略</p> <p>26 略</p> <p>27 略</p> <p>28 サービス提供責任者に、条例別表の1の表訪問介護計画の項に規定する業務並びに訪問介護計画の項第1号及び第2号に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>指定居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の</u></p>	サービスの提供	<p>1 サービスの提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>2～23 略</p> <p>24 略</p> <p>25 略</p> <p>26 略</p> <p>27 サービス提供責任者に、条例別表の1の表訪問介護計画の項に規定する業務並びに訪問介護計画の項第1号及び第2号に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

	<p><u>心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。</u></p> <p>(4) サービス担当者会議への出席等により、<u>指定居宅介護支援事業者等との連携を図ること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>
略	

	<p>(3) サービス担当者会議への出席等により、<u>指定居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>
略	

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 サービスの提供に当たっては、<u>指定居宅介護支援事業者等との密接な連携に努め、指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</u></p> <p>3～28 略</p>
略	

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 サービスの提供に当たっては、<u>指定居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</u></p> <p>3～28 略</p>
略	

3 略

3 略

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
従業者の配置	<p>事業所ごとに置く従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 医師 1人以上</p> <p>(2) 理学療法士等 1人以上</p>
サービスの開始及び終了	<p>2の表サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。</p>
略	

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
サービスの開始及び終了	<p>2の表サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。</p>
略	

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
略	

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
略	

サービスの提供	1～3 略 4 薬剤師、歯科衛生士（ <u>歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。</u> ）又は管理栄養士が提供するサービスについては、次のとおりとすること。 （1）～（4） 略 5 略
略	

6 通所介護

区分	基準
略	
サービスの提供	1 1の表サービスの提供の項（第4号、第6号、第10号、第13号、第15号、第17号、第20号、 <u>第24号及び第28号の規定を除く。</u> ）に掲げる基準を満たすこと。 2～11 略
記録の作成及び保存	1 次に掲げる記録を整備すること。 （1） 略 （2） 略 2 略
略	

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
略	
設備	介護老人保健施設又は介護医療院である事業所にあつては、利用者のリハビリテーションの用に利用される食堂の面積を、条例別表の7の表設備の項第1号の専用の部屋の面積に算入できること。
略	

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基準
従業者の配置	1～4 略 5 生活相談員のうち1人以上及び介護職員、看護師又は准看護師の

サービスの提供	1～3 略 4 薬剤師、 <u>看護職員</u> 、歯科衛生士又は管理栄養士が提供するサービスについては、次のとおりとすること。 （1）～（4） 略 5 略
略	

6 通所介護

区分	基準
略	
サービスの提供	1 1の表サービスの提供の項（第4号、第6号、第10号、第13号、第15号、第17号、第20号及び <u>第27号の規定を除く。</u> ）に掲げる基準を満たすこと。 2～11 略
記録の作成及び保存	1 次に掲げる記録を整備すること。 （1） 略 （2） <u>1の表訪問介護計画の項第2号の規定による報告に係る記録</u> （3） 略 2 略
略	

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
略	
設備	介護老人保健施設である事業所にあつては、利用者のリハビリテーションの用に利用される食堂の面積を、条例別表の7の表設備の項第1号の専用の部屋の面積に算入できること。
略	

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基準
従業者の配置	1～4 略 5 生活相談員のうち1人以上及び介護職員、看護師又は准看護師の

	<p>うち1人以上は、常勤とすること。ただし、次に掲げる施設等（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される利用定員が20人未満の事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>介護医療院</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>6・7 略</p>
略	
サービスの開始及び終了	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者等との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後まで継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めること。</u></p>
略	
9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護	
区分	基準
従業者の配置	<p>1 略</p> <p>2 <u>介護医療院である事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の人数は、それぞれ利用者を入所者とみなした場合に介護医療院として必要とされる人数とすること。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>
設備	<p>1 <u>介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床若しくは老人性認知性疾患療養病棟に係る病室又は診療所の病室を利用すること。</u></p>

	<p>うち1人以上は、常勤とすること。ただし、次に掲げる施設等（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される利用定員が20人未満の事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>6・7 略</p>
略	
サービスの開始及び終了	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後まで継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めること。</u></p>
略	
9 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護	
区分	基準
従業者の配置	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>
設備	<p>1 介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床若しくは老人性認知性疾患療養病棟に係る病室又は診療所の病室を利用すること。</p>

	2 略
サービスの開始及び終了	1・2 略 3 <u>指定居宅介護支援事業者等との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後まで継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めること。</u>
略	

	2 略
サービスの開始及び終了	1・2 略 3 <u>指定居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後まで継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めること。</u>
略	

10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護

10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護

区分	基準
略	
サービスの提供	1～5 略 6 <u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u> (1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> (3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> 7 略 8 略 9 略 10 略 11 略 12 略 13 略 14 略 15 略 16 略 17 略 18 略 19 略 20 略

区分	基準
略	
サービスの提供	1～5 略 6 略 7 略 8 略 9 略 10 略 11 略 12 略 13 略 14 略 15 略 16 略 17 略 18 略 19 略

	<u>21</u> 略
	<u>22</u> 略
	<u>23</u> 略
記録の作成及び保存	1 次に掲げる記録を整備すること。 (1)・(2) 略 (3) サービスの提供の項第 <u>23号</u> に規定する受託事業者の業務の実施状況の記録
	2 略
略	

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
略	
サービスの提供	1～4 略 5 福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき利用者からの相談に応じること。また、目録等の書面を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、 <u>全国平均貸与価格等</u> の情報を利用者に提供すること。 6 <u>同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。</u> <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略 <u>12</u> 略 <u>13</u> 略 <u>14</u> 略 <u>15</u> 略 <u>16</u> 略
記録の作成及び保存	1 次に掲げる記録を整備すること。 (1) 略 (2) サービスの提供の項第 <u>11号</u> の規定により確認した業務の実施状況の記録
	2 略
略	

12 略

	<u>20</u> 略
	<u>21</u> 略
	<u>22</u> 略
記録の作成及び保存	1 次に掲げる記録を整備すること。 (1)・(2) 略 (3) サービスの提供の項第 <u>22号</u> に規定する受託事業者の業務の実施状況の記録
	2 略
略	

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
略	
サービスの提供	1～4 略 5 福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき利用者からの相談に応じること。また、目録等の書面を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等の情報を利用者に提供すること。 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略 <u>12</u> 略 <u>13</u> 略 <u>14</u> 略 <u>15</u> 略
記録の作成及び保存	1 次に掲げる記録を整備すること。 (1) 略 (2) サービスの提供の項第 <u>10号</u> の規定により確認した業務の実施状況の記録
	2 略
略	

12 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1の11の表サービスの提供の項第5号の改正規定については、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、改正前の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則別表第1の5の表サービスの提供の項第4号の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。